

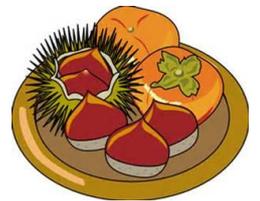
1. 東京都の奨励金

今月はローカル(?)な奨励金の話、東京都の事業所限定とはなりませんが、「東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金」を紹介したいと思います。この奨励金は3つのコースに分かれていて、A)仕事と育児の両立推進コース、B)仕事と介護の両立推進コース、C)非正規労働者の処遇改善コースがあります。以下、簡単に内容をご紹介しますが、時流に乗った奨励金となりますので、気になった場合はお問い合わせ下さい。

A については、①一般事業主行動計画策定事業として、ニーズ調査を行い、仕事と育児の両立に向けた行動計画を策定した場合に 10 万円、②仕事と育児の両立制度整備事業として、両立支援のための制度を整備し、両立推進に向けて社内研修を実施した場合に 20 万円、③男性の育児参加推進事業として、男性の育児参加推進に向けた目標や取組内容を定め、男性の育児参加への理解促進に向けて社内研修を実施した場合に 20 万円が、それぞれ支給されます。

B については、①仕事と介護の両立推進事業として、相談窓口を設置し、介護相談員を配置、両立推進に向けて働き方の見直しを検討し、取組計画を策定した場合に 40 万円、②仕事と介護の両立制度整備事業として、①で策定した計画実現に向けて介護費用補助等の両立支援制度を整備した場合に 10 万円が支給されます。

C については、処遇制度、教育・研修制度、福利厚生制度を新たに整備し、社内に周知した場合に 40 万円が支給されます。複数のコース、事業を実施した場合は上限 100 万円で合算して支給されます。



2. 従業員のSNS利用への対応

近年、facebook や twitter などのソーシャルメディアの発展がめざましく、企業の公式でこれらを積極的に利用することもあります。従業員が個人的にこれらのメディアを使用するなかで、機密情報漏えいや信用失墜につながる諸々の問題が生じるケースも散見されます。このような問題に対して、企業としてどのように取り組むべきでしょうか？

まず、従業員が個人的にSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使用すること自体は、企業として制限を掛けることは出来ません。これらを利用する場合に会社への届出等を求めることも原則的には出来ません。ただし、実際にSNS上に機密情報が掲載された場合等には、「守秘義務」をはじめ従業員が雇用契約上会社に対して負う諸々の問題となり従業員の責任が生じてきますが、SNS等によるこれらの問題は拡散やダメージの実体化のスピードが早く、事後対応で従業員の責任を問うことで収束をはかれるほど軽いものではありません。

これらの問題への企業の取組としては、まず、企業としてソーシャルメディアにどう対応するか？という方針を決定し、それに従い、ガイドライン等により、従業員に対してソーシャルメディアの利用について再確認を促す、ということになります。例えば、国家公務員に対しては、総務省の「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用にあたっての留意点」があり、民間企業としては、日本コカ・コーラ株式会社のガイドラインが有名です。また、企業の従業員という立場ではないものの、近年では、大学で学生に対してソーシャルメディア利用のガイドラインを作成しています。

ガイドラインを作成する場合の構成としては、まず「完璧な匿名は不可能」「一度アップロードした情報は事実上消すことが出来ない」「情報の拡散は爆発的でコントロールできない」等のソーシャルメディアのデメリットを再確認し、それを踏まえての利用の仕方を示す、というようなものになります。

ソーシャルメディアも「人と人との繋がり」を構築する上で非常に便利ですが、まさに「使いよう」です。また、ガイドラインを示すことは、就業の枠に留まらず「ソーシャルメディアの原則の再確認」になり、有意義といえるのではないのでしょうか。

● 編集後記 ●

7月に、人生で2度目の富士登山に行ってきました。3年前に登った時は、睡眠不足のまま、夜10時から弾丸登山で山頂を目指したせいで途中、高山病になりかけ、本当につらかったのですが、今回は、学校のイベントということもあり、ガイドさんや引率の先生も多く無理のないスケジュール。まずは5合目で2時間くらい体を気圧に慣らし、多くの休憩を取りながら、登っていきました。8合目で宿泊してから真夜中の登山でしたがおかげで、元気に登頂でき、気持ちよくご来光を拝むことができました。成功のカギは無理をせずコツコツでした！(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)